

平成 23 年一級建築士試験「設計製図の試験」

介護老人保健施設

課題発表について

一級とるぞ！.Net

<http://19toruzo.net/>

目次

発表された課題.....	3
課題用途について.....	3
1. 介護老人保健施設の法的位置づけ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準.....	3
(1)基本方針.....	3
(2)第三章第三条 施設及び設備に関する基準.....	4
(3)第三章第四条・・・（在来型の介護老人保健施設の構造設備基準）.....	5
(4)第四章 運営に関する基準.....	6
(5)第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準.....	6
2. 「介護老人保健施設」出題の社会的背景.....	8
3. 介護老人保健施設の機能.....	8
(1)包括的ケアサービス施設.....	8
(2)リハビリテーション施設.....	8
(3)在宅復帰施設.....	8
(4)在宅生活支援施設.....	8
(5)地域に根ざした施設.....	8
4. 介護老人保健施設のサービス.....	9
(1)施設入所サービス（ロングステイ）.....	9
(2)短期入所療養介護（ショートステイ）.....	9
(3)通所リハビリテーション（デイ・ケア）.....	9
課題における留意事項.....	9
1. 課題の要求図書等から読み取れること.....	9
(1)（通所リハビリテーションのある地上5階建ての施設である。）.....	9
(2)要求図面の構成.....	9
(3)（注）要求図面に、図示又は記入するもの.....	10
計画に当たって.....	11
1. 要求室.....	11
(1)療養室.....	11
(2)機能訓練室.....	11
(3)食堂.....	11
(4)併設される通所リハビリテーション（デイ・ケア）.....	12
(5)その他の要求室.....	12
2. その他の施設等.....	12
(1)オープンスペース.....	12
(2)駐車場.....	12
(3)駐輪場.....	12
(4)ごみ置場.....	12

3. 計画に当たっての留意事項.....	12
(1)居住性.....	12
(2)セキュリティ・防犯.....	13
(3)バリアフリー.....	13
(4)近隣環境への配慮.....	13
(5)防災.....	13
(6)設備計画、構造計画、環境負荷低減.....	14
4. 計画の要点等.....	14
練習課題の取り組み.....	14

発表された課題

介護老人保健施設

(通所リハビリテーションのある地上5階建ての施設である。)

要求図書

- 1階平面図兼配置図 (縮尺 1/200)
- 2階平面図 (縮尺 1/200)
- 基準階平面図 (縮尺 1/200)
- 断面図 (縮尺 1/200)
- 2階梁伏図 (縮尺 1/200)
- 面積表
- 計画の要点等

(注)要求図面に、図示又は記入するもの

- ・ 主要寸法、室名、床面積
- ・ 構造種別、架構形式等に応じて必要となる構造要素
- ・ 柱、梁等の断面寸法
- ・ 設備スペース、設備シャフトの位置
- ・ 避難階段に至る歩行距離・歩行経路 等

7月22日に建築技術教育普及センターから発表された平成23年一級建築士試験「設計製図の試験」の課題は以上の通りである。高齢者施設の出題としては平成11年の「高齢者施設を併設した集合住宅」以来となった。課題用途の一般的留意事項と気付いた点を課題考察として以下に述べる。

課題用途について

1. 介護老人保健施設の法的位置づけ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

平成22年9月30日改正 (平成11年旧厚生省令第40号)

(1)基本方針

第一条…介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

注：特別養護老人ホーム等の終身に渡っての支援・介助を行うのとは異なり、在宅に戻って生活できるようにするために、必要なりハビリを実施する入所施設である。

- 2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、**明るく家庭的な雰囲気を有し**、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（中略）、居宅介護支援事業者（中略）、居宅サービス事業者（中略）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(2)第三章第三条 施設及び設備に関する基準

第三条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、**調理室、洗濯室**又は洗濯場及び**汚物処理室**を、医療機関併設型介護老人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者および入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

- 一… 療養室
- 二… 診療室
- 三… 機能訓練室
- 四… 談話室
- 五… 食堂
- 六… 浴室
- 七… レクリエーション・ルーム
- 八… 洗面所
- 九… 便所
- 十… サービス・ステーション
- 十一 調理室
- 十二 洗濯室又は洗濯場
- 十三 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- 一 ……療養室
 - イ 一の療養室の定員は、**4人以下**とすること。
 - ロ 入所者1人当たりの床面積は、**8㎡以上**とすること。
 - ハ 地階に設けてはならないこと。
 - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ホ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ヘ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - ト ナース・コールを設けること。
- 二 ……機能訓練室

1㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は40㎡以上の面積を有し、必要な器械、器具を備えること。

三……………談話室

入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

四……………食堂

2㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

五……………浴室

イ……………身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ……………一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

六……………レクリエーション・ルーム

レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

七……………洗面所

療養室のある階ごとに設けること。

八……………便所

イ……………療養室のある階ごとに設けること。

ロ……………ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ……………常夜灯を設けること。

3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(3)第三章第四条・・・(在来型の介護老人保健施設の構造設備基準)

介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一……………介護老人保健施設の建物(中略)は、建築基準法(中略)耐火建築とすること。(以下省略)

二……………療養室が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

三……………療養室が3階以上の階にある場合は、避難に支障ないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令(中略)第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四……………階段には、手すりを設けること。

五……………廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ…幅は1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上とすること。

ロ……………手すりを設けること。

ハ……………常夜灯を設けること。

六……………入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

七……………消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(4)第四章 運営に関する基準

省略

(5)第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

○近年、個室を中心とした10以下の療養室からなるユニット型について、新たな章が加えられた。以下では、4人部屋を中心とした従来型との基準が異なる部分について抜粋する。

第一節 この章の趣旨及び基本方針・・・ほぼ同文に付き省略

第二節 施設及び設備に関する基準

第四十一条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。・・・以下サテライト型における省略できる室については同様に付き省略。

- 一……………ユニット
- 二……………診察室
- 三……………機能訓練室
- 四……………浴室
- 五……………サービス・ステーション
- 六……………調理室
- 七……………洗濯室又は洗濯場
- 八……………汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一……………**ユニット**

イ……………療養室

- (1) 一の療養室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への介護保険施設サービスの提供上必要と認められる場合は、**2人**とすることができる。
- (2) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、**一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下**としなければならない。
- (3) 一の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) **10.65㎡以上**とすること。ただし、(1)のただし書の場合にあっては、**21.3㎡以上**を標準とすること。

(ii) ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にしたうえで、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間生じても差し支えない。

注：以下(4)～(8)については三章療養室と同様。

ロ……………共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、**2㎡**に当該共同生活室が属する**ユニットの入居定員を乗じて得た面積以上**を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面所

- (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ………便所

- (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー・・・同様
- (3) 常夜灯・・・同様

二……………機能訓練室・・・床面積の基準は同様。

三……………浴室・・・一般浴槽と特別浴槽については同様。

3 前項第二号及び第三号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。

注：機能訓練室と浴室の特殊浴槽については通所リハビリテーションと共用しても、通所者の定員と合わせ余裕を持った面積、使用率であれば可と解釈できる。

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるとことによる。・・・第三章四条とほぼ同じ内容であるが、異なる部分のみ挙げると、

五……………廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ…幅は**1.8m以上**とすること。ただし、中廊下の幅は、**2.7m以上**とすること。
なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、**1.5m以上**（中廊下にあっては、**1.8m以上**）として差し支えない。

注：ユニットの玄関部やエレベーターホール部分、1階エントランス部を拡張することにより、緩和は可能になると考えられる。

○法規全文については、厚生労働省のサイト内「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」を参照。

<http://law.e-gov.go.jp/htldata/H11/H11F03601000040.html>

○以上が製図試験に関係すると考えられる条文の抜粋である。介護老人保健施設においては、**4人部屋を中心とする在来型**と、近年加わった**個室中心のユニット型**がある。入所者にとっては、個人のプライバシーがより守られ、在宅の環境に似た隣近所のようなユニット環境での生活は、在宅に復帰する目的からも在来型より優れていることは明らかであるが、制度として並存し、採算性の問題からか、新築物件数の大勢となっていない現状から、試験問題の

可能性としてユニット型一本に絞り込むのは難しく、従って在来型も交えて学習することとなる。

2. 「介護老人保健施設」出題の社会的背景

日本は高齢化社会といわれて久しく、人口における65歳以上の高齢者が占める割合は年々高まり、今や、平均寿命、高齢者数、高齢化のスピードという3点において世界一である。これが国家の福祉予算の急激な膨張を招き、危機的状況となることは以前から指摘されてきた。

昭和61年に老人保健法改正により創設された介護老人保健施設は、このような動機から平成12年の介護保険法の施行に伴い、1. の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準と合わせて、サービスと設備は似ている介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が長期型であるのに対し、病状安定期にあり、入院治療の必要ないが、要介護高齢者に対して、医療ケアと日常サービスを提供することにより在宅への復帰を目的とした施設としての性格が明確化されました。（平均在所期間は3～10カ月程度）

このような特徴が社会的状況と国の施策に合致することから、今回の出題に繋がったものと考えられる。

3. 介護老人保健施設の機能

(1)包括的ケアサービス施設

利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護、介護、リハビリテーションを提供する。

(2)リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、生活機能向上を目的にリハビリテーションを行う。

(3)在宅復帰施設

入所者の病状、症状に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努める。

(4)在宅生活支援施設

自立した在宅生活が続けられるよう、介護予防に努め、入所・通所・訪問リハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担軽減につとめる。

(5)地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、様々なケアの相談に対応する。市町村等や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを行う。

4. 介護老人保健施設のサービス

(1)施設入所サービス（ロングステイ）

利用者に合わせたケアプランを策定し、家庭にいるような心地よい雰囲気の中で、看護・介護・リハビリ・レクリエーションを提供し、家庭復帰と自立支援に努める。

(2)短期入所療養介護（ショートステイ）

一時的に自宅での介護ができない場合、短期的に上記と同じサービスを行う。

(3)通所リハビリテーション（デイ・ケア）

家庭で療養している方が、施設においてリハビリテーションを中心とした、健康チェック、日常生活介護、レクリエーションを行うほか、希望により食事、入浴、送迎サービスを受けることができる。

課題における留意事項

1. 課題の要求図書等から読み取れること

(1)（通所リハビリテーションのある地上5階建ての施設である。）

○入所者のゾーンと通所リハビリのゾーンは部門分けの可能性が高く、管理部門、共用部門と合わせ、明確なゾーニングと交錯のない外部アプローチ（マイクロバス等による送迎を含む）、および内部動線計画が必要であり、高度なものとなることが予想される。

○地上5階建てであることから、構造種別はRC造（一部S又はPCの併用）、SRC造、S造が考えられる。特に用途上、大小の室が多く存在し、広い廊下が必要なこと、居室内や廊下における柱型は高齢者に対するバリアとなることから、複合スパンや総SRC造の妥当性は例年よりやや高いと考えられる。

(2)要求図面の構成

○3平面と伏図、断面図の構成であることから、作図量が多くなる一方、紙面の都合上、敷地および建物外形は例年より小さくなり、合計床面積は3000㎡前後になると予想される。

○敷地が例年より小さいと予想されることから、道路斜線、有効採光のための後退距離のチェックが重要となる。特に療養室、機能訓練室、食堂、レクリエーションルーム、談話室、共同生活室等は自然採光が必要となるので、注意が必要である。基準階では吹抜けと光庭による採光確保も有効な手段となろう。

○また、用途上通常ある10台前後の駐車場については、駐車場予定敷地として敷地図に記入され、それに対応した主出入口と車寄せ、およびサービス車を図面に記入し、「駐車場につ

いては計画しないでよい。」となるか、紙面外の駐車場は記述の項目で図示を求められることも考えられる。（「計画の要点等」この等の概念には、簡単な図示も含まれる。）

(3) (注) 要求図面に、図示又は記入するもの

○一見すると例年通りであるが、室名については、用途上、設置基準で決まる要素が高く、過去2年の問題文にあった「その他必要と思われる室等は、適宜計画・・・」を根拠とする大きな室が必要となる可能性は低く、要求室欄の室を配置し、正確に記入する。

○床面積については、面積表は従来とおりと考えられるが、要求室の面積指示については、過去2年の問題文にあった「約〇〇人が利用する。」といった表現は、喫茶室等がある場合を除き、定員を明示する介護老人保健施設においては考え難く、「定員△△人」で「□□㎡以上」又は余裕を見た設定であれば、「約□□㎡」といった指示が多くなるものと考えられ、その根拠が設置基準であることを理解し、面積確保をした上、面積記入を行う。

○「構造種別、架構形式等に応じて必要となる構造要素」とは、耐力壁付きラーメン構造とした場合の耐力壁と考えられるが、問題文に「耐力壁等」の記入を求められた場合、「等」の意味合いから、耐震と採光・通風が同時に満たせるブレース配置も可能であることを念頭に入れておく。自案に採用する際は、凡例に耐力壁の他にブレースの名称・記号、構造部材表に断面寸法を記入する。

○「柱、梁等の断面寸法」は梁伏図に関連した構造部材表への記入となるが、構造種別、荷重負担面積、スパン長さ、耐力壁の有無により、符号分けをして適切な断面寸法とする必要がある。柱、梁（小梁を含む）の他、スラブ、耐力壁（ブレースは断面寸法）、雑壁については厚さの記入が必要である。

○「設備スペース、設備シャフトの位置」については従来どおりであるが、近年の傾向としては、単に「設備スペース」と書くのではなく、「空調機械スペース」「受水槽スペース」「屋外機設置スペース」等とし、「設備シャフト」については、PS、DS、EPSを明示した上、PSについては、給排水と空調用の区別を付けるため、空調用に関しては引き出し補足説明を加える。

○「避難階段に至る歩行距離・歩行経路」等については、平成21年の課題に出題されたが、今回は敷地規模がやや小さくなることから、歩行距離自体がオーバーすることはまず有り得ないが、歩行経路において、他室を経由することがないように注意を要する。なお、2階、基準階は正方形に近いプロポーシオンとなる可能性もあることから、重複距離オーバーを回避するため、回廊形式、2の内の1の階段が屋外階段である場合は、外周バルコニーの手法も念頭に置くといだろう。

○最後にあるスペースを空けた「等」の意味の1つとして、過去2年続いた照明器具の配置記入は、機能訓練室等において充分考えられる。その際は、凡例に照明器具の機種名称と記号を記入した上、図面に天井伏情報として照明を描き込む。

○凡例欄は照明器具として利用してもなお、空欄が残っているはずであり、これを利用して、今回、多数記入することとなる多目的便所については、代表的多目的便所の衛生陶器と手摺

の記入を行い、これを $\boxed{\text{多1}}$ などの符号を付け、対称配置であれば $\boxed{\text{多2}}$ とすれば、作図時間の短縮が可能となる。

計画に当たって

ゾーニング、アプローチ、内部動線については、前章1. (1)参照。

1. 要求室

(1)療養室

○療養室の運営形態に注意する。ユニット型（個室中心、一部2人部屋の構成もある。）か、従来型（4人部屋中心であるが、2人部屋、個室の組み合わせもある。）により、基準面積が異なる。ユニット型療養室 $\geq 10.65\text{m}^2/\text{人}$

従来型療養室 $\geq 8\text{m}^2/\text{人}$

○また、ユニット型か従来型かによって、設置基準上、必要となる室の構成が異なる。

ユニット型固有の要求室：共同生活室 $\geq 2\text{m}^2 \times$ 当該ユニット内定員（共同生活室のある）この室はユニット共有の居間と考えられる。

便所については個室および共同生活室それぞれに必要な。（療養室面積に含めない。）

従来型固有の要求室：談話室、レクリエーション・ルーム（これらの室には設置基準による最低面積は無い。）

便所については、「療養室のある階に設ける。」とあるが、実際には2・3室に1ヶの割合で設けるのが一般的である。

(2)機能訓練室

○面積 $\geq 1\text{m}^2 \times$ 入居定員数

○ユニット型の場合、各ユニットごとに配置されることが多い。

○従来型の場合、基準階に療養室があるとなれば、2階又は1階にまとめて配置される可能性が高い。

(3)食堂

○従来型の場合、有しなければならない室として、面積 $\geq 2\text{m}^2 \times$ 入居定員数となっている。

○ユニット型の場合、有しなければならない室とはなっていない。これは共同生活室の意味が食堂と居間の機能を併せ持ったものであるからである。

(4)併設される通所リハビリテーション（デイ・ケア）

○外部からの通所者のための施設であり、これも機能訓練室と食堂から成り、面積 $\geq 3\text{m}^2$ ×利用定員数となる。上記(2)の機能訓練室と区別するため、機能訓練室1. 2等の名称で区別すると考えられるが、混同をしないよう注意する必要がある。法律上は明確にスペースを分ければ、同一場所の設置も可能であるが、計画上は部門のまとまりを優先し、別々の配置とすることが望ましい。

(5)その他の要求室

その他の要求室については、練習課題を通じて適宜解説を加えるものとする。

2. その他の施設等

(1)オープンスペース

○敷地が小さ目であることから、大きなスペースを指示される可能性は低いが、100 m^2 程度の地域交流スペースなどの可能性はある。

(2)駐車場

1.(2)参照

(3)駐輪場

リハビリテーションを必要とする要介護者が自転車で通所することは考え難いが、職員、ボランティア用の駐輪は指示される可能性がある。その場合、通用口付近に配置すればよい。

(4)ごみ置場

平成21年から指定されることはなくなったが、用途の性格上、紙オムツ等のごみとなるため、実務では屋根付きのごみ置場とするか、建物内に設ける。試験においては、外部屋根付きとすれば、1棟の建築物条件に反する可能性があり、従来の屋根無しとすれば、臭気の点で近隣環境配慮に欠けるとも考えられるので、要求室にあればそれに従い、無い場合は、外部には設けないのが無難であろう。

3. 計画に当たっての留意事項

(1)居住性

居室である療養室については、出題される可能性がある。

日照：入所者となる高齢者の中には、日差しを嫌う人もあることから、実務では北向きの療養室も存在するが、出題された場合は、北向きを避けるものとする。

採光：「課題における留意事項」1. (2)参照

通風：療養室が外周に並ぶ建物にあって、正方形に近いプロポーシオンである場合、自然の通風は確保し難いこともある。その場合、採光と同様、中央部の吹抜けと光庭が煙突効果を生じ効果的である。

プライバシー：従来型（4人部屋中心）での出題は考え難いが、ユニット型（個室中心）では出題される可能性があり、その問題となる要素として、視線、隣（上）室の音、臭気等がある。

○療養室同士の窓が向き合うようなことがあってはならない。

○音については、界壁をRCとし、スラブの上はコロガシ配管が可能となるよう、150mm程度の二重床とする方法が有効である。

○臭気に関しては、通常問われる可能性は低いが、便所の局所換気設備の記入を求められた際には、バルコニーがあれば、その外側まで排気ダクトを到達させ、便所の臭気が隣のバルコニーにいる人に吹き付けることの無いよう配慮する。

明るく家庭的な雰囲気：介護老人保健施設の設置基準の基本方針にあり、出題の可能性がある。在宅復帰という目的からも、病室のような無機質な空間ではなく、内装制限に影響のない範囲で、腰下壁を木質系としたり、個室の外では共同生活室や談話室、廊下のアルコーブやバルコニーにベンチを設ける等により、入所者同士、介助者とのコミュニケーションが取りやすい場所の提供が望ましい。

(2)セキュリティ・防犯

近年の傾向として、その重要性が増している。1階では、エントランスホールを見渡せる位置に事務室受付を配置し、療養室のある階の出入口にはパニックオープン機能のある電気錠等を設ける傾向にある。

(3)バリアフリー

介護老人保健施設は、特別特定建築物なので、円滑化誘導基準となる。ただし、廊下を挟んで、療養室の入口が向き合う場合は、設置基準により**有効2.7m以上**を必要とする。

注：当サイトのバリアフリー新法概略を参照。

(4)近隣環境への配慮

隣地側が集合住宅、または1戸建て住宅の場合、視線と騒音が問題となるので、バルコニー、療養室を向き合せる配置としないことが重要である。他の居室が向き合う場合は、「型ガラス」とするなど引き出し補足説明を行う。また、境界線に沿って、敷地内通路を確保した上、植栽を設ける。

○敷地内空地に置く受水槽が面する場合は、騒音に配慮し、ポンプを屋内設置とするか、防音壁により囲むものとする。屋上設置の稼動音のする屋外機についても同様。

(5)防災

今年は東日本大震災があったため、留意事項に防災の項目が加えられる可能性が高い。

○阪神淡路大震災のあった平成7年「市街地に建つコミュニティセンター」では、地震災害時において、隣接する公園に避難した住民に対する支援活動の場ともなる趣旨の条件が加えられた。

○新潟県中越地震のあった翌年の平成17年「防災学習のできるコミュニティ施設」においては、同様の条件の他、課題用途の主要部となる防災学習部門の所要室として、防災学習室、地震体験室、煙体験室、防災シアター、展示ホール、防災ライブラリー、管理部門に災害用備蓄倉庫が指定されている。いずれも公共建築物で、隣地となる避難拠点を支援する機能を持たせたものであった。

注：当サイトの平成17年の問題参照。「近年課題のエスキス対策」では、平成17年課題を例として、エスキスの手順を解説している。

計画における対応：今回の課題は公共建築であるため、災害時における、「防災備蓄倉庫」等の指示が考えられる。

構造における対応：地震対策として、耐力壁の配置は指示されるものと考えられ、その他、免震構造の学習が必要となる。

設備における対応：地震後のインフラ途絶対策、津波・洪水対策、その他、建築基準法、消防法による火災時の避難および防災設備等については、各練習課題により学習する。

(6)設備計画、構造計画、環境負荷低減

○エレベーター設備については、利用者用として寝台用EV、サービス用として人荷用EVの計画を求められる可能性がある。

○その他、空調・給排水・キュービクル等の計画、構造計画、環境負荷低減については、「製図受験対策資料集成」の「構造・設備計画の新傾向」および「製図表記」を参照

4. 計画の要点等

○平成21年から始まった10問程度の記述については、練習課題を通じて学習する。

「製図受験対策資料集成」の「記述における対策」を参照

練習課題の取り組み

一級とるぞ！.Netでは8月1日から9月下旬までに6個の練習課題を作成する予定です。

練習課題に取り組む際、事前に「製図受験対策資料集成」を購入し通読しておくこと、より高い学習効果をあげることができます。添削図面返却時に同封される練習課題解説には、各資料を参照する場合があります（例：製図表記参照）、具体例に即した繰り返し学習が可能です。